銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号	教習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第七項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可（同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号	銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定による許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一条の八第六項	道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録を受けた法人
道路交通法第八十七条第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十条第一項	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十五条の六第一項	道路交通法第九十五条の六第一項に規定する免許証又は免許情報記録に係る免許を受けた者
道路交通法第九十五条の六第二項	道路交通法第九十五条の六第二項に規定する免許証又は免許情報記録に係る免許を受けた者
道路交通法第九十六条の二	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において準用する場合にあっては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者）
道路交通法第九十七条の二第一項第一号	道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法第九十七条の二第一項第二号	道路交通法第九十七条の二第一項第二号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者

道路交通法第九十七条の二第一項第三号	道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定する免許証等の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号イに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号ロに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハ	道路交通法第九十七条の二第一項第三号ハに規定する免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者
道路交通法第九十七条の二第一項第四号	道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定する免許証等の有効期間の更新を受けなかった者
道路交通法第九十七条の二第一項第五号	道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者
道路交通法第百条の二第一項第一号	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百条の二第一項第二号	準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百一条の四第一項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第二項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法第百一条の四第三項	免許証等の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三の三第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）	大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）	大型自動二輪車免許を受けている者
道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者